

外務省の農林水産物・食品輸出促進に向けた取組

- 全世界に設置された**276の在外公館等を積極的に活用**。



企業からの個別相談への対応
(食産業担当の日本企業支援担当官の設置)



大使公邸等を活用したプロモーションイベントの開催



東日本大震災後の輸入規制撤廃・緩和に向けた働きかけ

1

日本企業支援担当官(食産業担当)の設置

日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援に向けた取組を更に促進するため、平成27年12月、**日本企業支援担当官(食産業担当)**を54か国・地域、**58の在外公館等に設置**。

- 各国・地域の食産業担当が企業の皆様からの御相談を承ります。
(例)
 - ◇農林水産物・食品の輸出を検討するにあたって、海外の規制や制度、治安に関する情報を教えてほしい。
 - ◇大使公邸で、日本産酒類を活用したプロモーションイベントを開催したい。
 - ◇海外に進出して日本食レストランを運営しているが、現地政府より不当な税の支払いを要求されている。

2

日本企業支援担当官(食産業担当)の設置



【設置公館】54か国・地域、58在外公館等

- ◆アジア 15公館等(インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、韓国、中国、上海(総領事館)、香港(総領事館)、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、台湾(公益財団法人交流協会台北事務所))
- ◆大洋州 2公館(オーストラリア、ニュージーランド)
- ◆北米 4公館(米国、ニューヨーク(総領事館)、ロサンゼルス(総領事館)、カナダ)
- ◆中南米 4公館(チリ、ブラジル、ペルー、メキシコ)
- ◆欧州 28公館(アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア)
- ◆中東 3公館(アラブ首長国連邦、カタール、トルコ)
- ◆アフリカ 2公館(ケニア、南アフリカ)

(注)農林水産物・食品輸出戦略上の重点国及びTPP交渉参加国等に設置

3

日本産酒類の海外展開に向けた外務省の取組



平成28年2月
外務省

①在外公館でのレセプション等における積極的な活用

- ・ 在外公館では、任国要人との会食で提供したり、天皇誕生日祝賀レセプション等の大規模行事の際に日本酒で乾杯する等、日本産酒類を積極的にアピールしており、行事参加者から高い評価を得ている。東日本大震災後は、特に被災地の日本酒・日本ワインを積極的に活用。
- ・ 外務省では**インターナショナル・ワイン・チャレンジ(IWC)**日本酒部門で受賞した日本酒を、また**日本ワインコンクール(JWC)**で受賞したワインを、在外公館からの調達希望を受けて調達・送付している。
 - ★ 平成23年からこれまで**約56,100本のIWC受賞日本酒**を、また平成20年からこれまで**約24,500本のJWC受賞ワイン**を送付。(昨年度購送数は日本酒約12,000本、日本ワイン約4,800本。)

(注)IWCは、毎年ロンドンで開催される世界最大のワインコンテスト。2007年、日本酒(sake)部門創設。
JWCは、日本で唯一の日本ワインのコンクール。



「日本の魅力再発見(観光・食)レセプション2012」での様子
(在タイ大使館、平成24年1月25日)



3.11復興レセプションで日本酒を提供
(在シアトル総領事館、平成24年3月11日)



大使公邸のレセプションにおいて東北産等の日本酒を提供
(在ウィーン代表部、平成27年6月25日)

天皇誕生日祝賀レセプションにおける日本ワインの展示
(在パキスタン大使館、平成26年11月27日)



天皇誕生日祝賀レセプションでの日本酒の試飲
(在メルボルン総領事館、平成26年12月4日)



天皇誕生日祝賀レセプションでの日本酒の試飲
(在ナイジェリア大使館、平成26年12月3日)



4

②日本酒・日本ワインの説明会やPRイベントの実施

- ・日本酒や日本ワインの魅力を世界各国に伝えるため、試飲会等のPRイベントや説明会を実施。特に日本酒については重要な日本の食文化として紹介。
 - － イベント実施に際しては、日本酒造組合中央会・酒サムライ事務局等の団体関係者や現地企業関係者、蔵元関係者とも連携。現地政府要人やレストラン・ソムリエ等の食品流通業界関係者等を招待し、広く普及に努めている。
 - － 震災後は、特に被災地産の日本酒に対する風評被害払拭のため、日本酒を含む日本製品の安全性を直接知ってもらうために、被災地産品を提供する機会も設けてきた。



日本酒PRイベント「For Tohoku's Sake」における説明
(在メルボルン総領事館、平成24年2月16日)



山梨県魅力発信イベントにおける甲州ワインの試飲
(在シンガポール大使館、平成27年8月5日)



日本ワイン・酒紹介イベントの様子
(在上海総領事館、平成27年4月15日)

日本酒造組合中央会等との共催で開催した日本酒普及促進イベント
(在英国大使館、平成27年3月5日)



日本酒講演・試飲会
(在リトアニア大使館、平成25年1月29日)
(この他、イタリア大、ベトナム大、ミャンマー大、ホーチミン総等で実施)



日本文化紹介イベントにおける日本酒の紹介
(在ジャマイカ大使館、平成26年10月3日)

5

③国内の外交行事における活用

- ・外務大臣主催のレセプション等において、日本酒造組合中央会等からの協力を得て**日本酒ブースを設置**し、外国からの賓客に日本酒を振る舞い、日本酒の魅力を発信。
- ・特に震災後は、風評被害払拭のため被災地産の日本酒やワインを紹介・提供。



震災後1年に際しての玄葉大臣(当時)主催レセプションで提供した被災地産の日本酒
(平成24年3月12日
(於: 飯倉公館))

TICAD V公式晩餐会は日本酒で乾杯
(平成25年6月2日(於: 横浜))



北海道洞爺湖サミットにおいては各国首脳を日本酒や日本ワインでもてなした(平成20年7月7日～9日(於: 北海道洞爺湖))

④在外公館長に対する研修の実施

- ・在外公館における日本産酒類の活用のための取組の一環として、平成23年から、在外公館長として赴任予定の者及びその配偶者等を対象に、赴任前研修において「**日本酒講座**」及び「**日本ワイン講座**」を実施。
- ・「日本酒講座」については酒サムライ事務局・国税庁の、「日本ワイン講座」については日本ワインを愛する会事務局の協力を得て、日本酒及び日本ワインの魅力、会食での活用の方法等について研修を実施。

6

地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業

～外務省・地方自治体共催レセプション～

地方自治体のニーズ

- 被災地の現状・魅力の発信，風評被害払拭による地方創生支援
- 外国企業・観光客誘致のための魅力発信と海外市場へのPR
- 地元企業・農産品等の海外展開のための情報発信
- 外交団・駐日外国商工会議所・経済観光団体とのネットワーク構築

外務省のアセット

- 外務大臣と共催とのネームバリュー
- 外務省のもつ在京大使館，報道関係者等とのネットワーク
- 外務省施設（飯倉公館）を活用した効果的なPR

飯倉公館を活用したセミナー・レセプションの実施

希望する自治体と調整し，外交団，駐日商工会議所等を対象とした，自治体をPRするセミナー及びレセプションを飯倉公館で実施。現在まで計6回実施（平成28年2月現在）。



展示車両に乗る大臣の様子（広島県・広島市）



日本酒鑑開きの様子（三重県）

外務省のアセットを
地方自治体のために活用

レセプション開催実績

回数	開催地	開催日
第1回	京都市	平成27年2月3日
第2回	福島県	平成27年3月12日
第3回	広島県・広島市	平成27年7月23日
第4回	三重県	平成27年10月27日
第5回	青森県	平成27年11月12日
第6回	香川県	平成28年2月9日

諸外国・地域の輸入規制状況

	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
規制有り	韓国 台湾 中国 香港 マカオ シンガポール ブルネイ ニューカレドニア			ロシア			9か国・地域
	8か国・地域			1か国			
限定的な規制有り	インド インドネシア ネパール パキスタン フィリピン 仏領ポリネシア	米国	ブラジル アルゼンチン	EU加盟28か国 アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ウクライナ	イラン カタール ア首連 イスラエル オマーン クウェート サウジアラビア トルコ バーレーン レバノン	エジプト モロッコ コンゴ(民) モーリシャス	56か国・地域
	6か国・地域	1か国	2か国	33か国	10か国	4か国	
規制を撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11)	セルビア(H23.7)	イラク(H26.1)	ギニア(H24.6)	16か国
	6か国	1か国	6か国	1か国	1か国	1か国	

(注1) 輸入停止を含む措置を講じている国・地域を「規制有り」、輸入停止を含まない「証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定的な規制有り」と分類している。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容(対象地域・品目、輸入停止/証明書要求等)は国・地域ごとに異なる。(注2) 「規制有り」には、実質上の輸入停止措置を講じている国・地域のみを分類している。例えば、フィリピン、米国、レバノンの3か国については、輸入停止を含む措置を講じているものの、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定的な規制有り」に分類している。(注3) タイは野生動物(イグシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。